

# 福島県より

## 被災者生活再建支援制度について

(地震・津波で被害に遭われた方が対象)

### 【支援内容】

- 東日本大震災により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給するものです。
- 支援金は2種類あります。
  - ・ **基礎支援金** (住宅の被害程度に応じて支給するもの)  
全壊等 100万円 大規模半壊 50万円
  - ※ 被災した住宅は、持ち家だけではなく、マンション、アパートなど賃借し居住していたものも含まれます。
  - ・ **加算支援金** (住宅の再建方法に応じて支給するもの)  
建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借(民間) 50万円

### 【申請手続き】

申請手続きなど、詳細は被災時にお住まいのあった市町村にお尋ねください。  
また、基礎支援金を先に申請することができます。

## 医療機関を受診する際の一部負担金等の免除について

以下の方については、一部負担金等の窓口負担を医療機関で支払う必要はありません。

- 一部負担金等の免除対象者  
災害救助法が適用されている被災地域(福島県全域)の住民であり、次のいずれかの申し立てを行った方
  - ・ 住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
  - ・ 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
  - ・ 主たる生計維持者が行方不明である方
  - ・ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止した方
  - ・ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
  - ・ 東京電力福島第一原子力発電所から30km圏内の対象となっている方及び計画的避難区域・緊急時避難準備区域の対象となっている方
- ※ 氏名、生年月日、事業所名、住所、加入している医療保険、連絡先等を医療機関へ口頭でお伝えいただければ十分です。罹災証明書等を提出する必要はありません。
- ※ 地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された方も対象となります。

## 福島県より

### 原子力損害の賠償に関する問い合わせ窓口開設について

県は原子力損害の賠償について電話による相談窓口を開設しました。

◆ **窓口電話番号 5024-523-1501**

○ 相談時間：8：30～21：00（毎日）

※ 毎週水曜日（祝日含む）の13時～17時は、弁護士による法律相談を実施

○ 相談内容

- ・ 原子力損害賠償制度の概要
- ・ 原子力損害賠償紛争審査会（所管：文部科学省）が定める指針
- ・ 賠償に係る今後の手続き等

（参考）東京電力「補償相談センター（コールセンター）」

**☎0120-926-404（9：00～21：00）**

（被害概況申出書、避難による損害への仮払補償金等を含みます。）

### 震災対策特別資金について

東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故により、事業活動に影響を受けた中小企業者向けの県制度資金「震災対策特別資金」をぜひご活用ください。

- 対象者 震災等により事業活動に影響を受け、売上等が5%以上減少するか、減少する見込みのある中小企業者
- 融資限度 運転資金、設備資金 8,000万円（併用時は8,000万円限度）
- 融資期間 10年以内（うち据置2年以内）
- 融資利率
  - ・ 固定年1.5%以内（直接被害を受け、市町村より罹災証明書等の交付が受けられる方）
  - ・ 固定年1.7%以内（上記以外で間接被害等を受けた場合）
- 保証料率
  - ・ 年0.5%（直接被害を受けた方）
  - ・ 年0.05%～1.05%（間接被害を受けた方）
- 担保 審査により必要になる場合があります。
- 保証人 法人 1名以上  
個人 必要により（原則第三者保証人は不要）
- 申込み先 県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）

※ 融資については、金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、ご了承ください。

#### 【お問い合わせ先】

福島県金融課 ☎024-525-4019 ☎024-534-0928

## 福島県より

### 農家経営安定資金（原発対策緊急支援資金）について

東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響による収入減少により、深刻な影響を受けている農業者等の緊急に必要なとする営農資金を融通いたします。

- 貸与限度額      個人300万円、法人・団体500万円
- 利子              無利子
- 償還期間        5年以内（うち据置1年以内）
- 償還方法        元金均等年賦又は一括償還とする。
- 取扱金融機関   県内各農協

#### 【お問い合わせ先】

福島県金融共済室      ☎024-521-7346